

投票の方法

①投票所入場券で受付

投票所に入り受付をします。持参した入場券を係員に渡してください。受付後に入場券を受け取り、②に進んでください。

②選挙人名簿への登録の確認

選挙人名簿に登録されているかの確認をします。入場券を係員に渡してください。確認後に入場券を受け取り、③に進んでください。

③小選挙区の投票用紙の交付

入場券を係員に渡してください。確認後に入場券と小選挙区の投票用紙を受け取り、④に進んでください。

④投票記載所で投票用紙に記入

〈小選挙区〉

候補者の氏名を投票用紙に記入し、⑤に進んでください。

⑤投票用紙を投票箱へ

小選挙区の投票用紙を投票箱に入れ、⑥に進んでください。

⑥比例代表と国民審査の投票用紙の交付

入場券を係員に渡してください。比例代表と国民審査の投票用紙を受け取り、⑦に進んでください。

⑦投票記載所で投票用紙に記入

〈比例代表〉

政党名を投票用紙に記入します。

〈国民審査〉

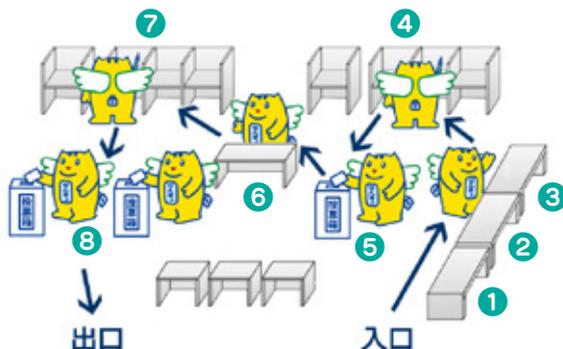
辞めさせた方が良いと思う裁判官の氏名の上の枠内に「×」を記入します。

記入後⑧に進んでください。

⑧投票用紙を投票箱へ

比例代表と国民審査の投票用紙を間違わないように、投票箱に入れてください。

これで投票は終わりです。



投票所では次の投票をすることができます



◇点字投票

重度の視覚障がいのある人は、点字投票をすることができます。投票所に点字器を備え付けていますので、係員まで申し出てください。

◇代理投票

けが等により字を書くことが困難な人は、投票所の係員が代筆する代理投票をすることができます。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員まで申し出てください。

ご存知ですか？ 不在者投票

◇指定病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所中の人は、前もって施設の管理者に頼んでおくと、その施設で不在者投票をすることができます。お早めに施設にお問い合わせください。

◇他の市区町村での不在者投票

出張などで選挙期間中、他の市区町村に滞在する人は、選挙管理委員会へ投票用紙等を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票とは、身体に一定の重い障がいのある人が、郵便などを利用して自宅などに投票用紙を取り寄せて記入し、郵便などで送り返す投票方法です。投票をするには事前に郵便投票証明書が必要です。交付申請の手続きに時間を要しますので、利用しようとする人はできるだけ早く手続きを済ませてください。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

